第百二十九条の二の五第一項第六号中「雨水」の下に「の浸入」を、「もの」の下に「の侵入」を加え、「する」を「設ける」に改め、同条第二項第三号中「外気取り入れ口」を「外気取入口」に改め、「雨水」の下に「の浸入」を、「もの」の下に「の侵入」を加え、「する」を「設ける」に改め、同条第三項中「空気調和設備」の下に「の構造」を加え、「に定める構造とするほか、国土交通大臣が」を「の規定によるほか、」に、「各項の上欄」を「中欄」に、「おおむね当該各項」を「それぞれおおむね同表」に、「供給する」を「供給（排出を含む。）をする」に、「ない構造」を「ないもの」に改め、同項の表の㈠の項中「以下」の下に「であること。」を加え、同表の㈡の項中「百万分の十以下」を「百万分の六以下であること。」に改め、同表の㈢の項中「以下」の下に「であること。」を加え、同表の㈣の項中「十七度」を「十八度」に改め、「以下」の下に「であること。」を、「しない」の下に「ものである」を加え、同表の㈤の項及び㈥の項中「以下」の下に「であること。」を加え、同表中

この表の各項の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各項の上欄に掲げる事項についての測定方法は、国土交通省令で定める。

を削る。

第百五十条中「第十四条の二に規定する建築物」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法別表第一㈠欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの

二　事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　斉藤　鉄夫
内閣総理大臣　岸田　文雄

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年二月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三十五号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（博物館法施行令の一部改正）

第一条　博物館法施行令（昭和二十七年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条を削る。

第二条中「法第二十四条第一項」を「博物館法第二十七条第一項」に、「、設備」を「及び設備」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

（関税定率法施行令の一部改正）

第二条　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第三条　土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第八号中「第二十九条に規定する博物館に相当する施設」を「第三十一条第二項に規定する指定施設」に改める。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

第四条　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第二条第一項及び第二十九条」を「第十三条第一項並びに第三十一条第一項及び第六項」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○総務省令第六号

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十六号）及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令及び公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三十三号）の施行に伴い、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第十四条及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月十日

総務大臣　松本　剛明

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則等の一部を改正する省令

（最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部改正）

第一条　最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条及び第三条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。